

7 水大第1431号
令和8年3月30日

各事業者 様

愛知県環境局長

貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱に基づく措置等
報告書の提出等について（通知）

日頃から、本県の環境行政の推進につきまして御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本県では、幹線道路沿道における環境基準の達成維持並びに地球温暖化防止のため、自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質及び二酸化炭素を低減することを目的に、貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱を制定し、特定荷主等は、非適合車の不使用を要請・確認するとともに、その状況について知事へ報告することとしています。

つきましては、2025(令和7)年4月1日から2026(令和8)年3月31日までの要請・確認状況について、下記により報告してください。

記

1 提出方法

愛知県電子申請・届出システムにより提出してください。

(<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/proc-search/procedures/90d5b98d-9f3a-4ab0-9391-39f82cc3b5cb>)

(注) 電子申請・届出システムを使用できない場合は、別添を参照してください。

2 提出様式

県 Web ページ（貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱第7第1項に定める措置等報告書について）からダウンロードしてください。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/caryokoninusihokoku.html#yoshiki>)

3 提出期間

2026(令和8)年4月1日（水）から6月30日（火）まで

4 その他

- ・対象事業者等については、別添を参照してください。
- ・特定荷主等又は特定旅行業者に該当しない場合には、「1 提出方法」の申請フォームから非該当報告をしてください。

参考 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱（抄）

（特定荷主等及び特定旅行者による措置等の定期報告）

第7 特定荷主等及び特定旅行者は、毎年度6月30日までに、別紙様式により、前年度における次に掲げる事項を愛知県知事に報告するものとする。

- 一 車種規制非適合車不使用の要請状況
- 二 車種規制非適合車の確認状況

担 当 環境政策部 水大気環境課
大気規制グループ
電 話 052-954-6215
メー ル mizutaiki@pref.aichi.lg.jp